

公示 令6第1号  
令和6年3月1日

三菱鉛筆健康保険組合  
理事長 鈴木 孝雄

## 健康保険組合同約変更の公示

2024年2月16日に開催された三菱鉛筆健康保険組合第115回組合会において組合同約変更案が承認され、厚生労働省に認可されたので、下記のとおり公告する。

### 記

#### 1. 規約変更の内容

- (1)第44条第2項 「任意継続被保険者に適用される標準報酬月額」の項を新設する
- (2)第52条 公示の方法を「テレビ掲示板」から「(電子掲示板を含む)又は当組合加入者向けポータルサイト」に改める
- (3)第57条及び第58条 出産育児一時金付加金及び家族出産育児一時金付加金の額を50,000円に改める
- (4)附則第1条 規約変更施行日前に任意継続被保険者資格を取得した者は従前の算定方法を適用する
- (5)附則第2条 規約変更施行日前に出産した者は、従前の付加金額を適用する

#### 2. 規約変更の施行時期

2024年4月1日

#### 3. 規約条文新旧対比表

別紙のとおり

以上

新旧条文対照表

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p>(標準報酬)</p> <p>第44条 2 <u>法第47条第1項第1号に掲げる額が同項第2号に掲げる額を超える任意継続被保険者については、法第47条第2項の規定に基づき、被保険者の資格を喪失したときの標準報酬月額とする。</u></p> <p>(公示の方法)</p> <p>第52条 この組合において公告しなければならない事項は、この組合及び事業所の掲示板(電子掲示板を含む)又は当組合加入者向けポータルサイトに掲示する。</p> <p>(出産育児一時金付加金)</p> <p>第57条 被保険者が出産したときは、法第101条又は法第106条の規定により出産育児一時金の支給を受けるときは、出産育児一時金付加金として、<u>50,000円</u>を支給する。</p> <p>(家族出産育児一時金付加金)</p> <p>第58条 被扶養者が出産したときは、法第114条の規定により家族出産育児一時金の支給を受ける被保険者に対し、家族出産育児一時金付加金として、<u>50,000円</u>を支給する。</p> <p>附則</p> <p>(任意継続被保険者の標準報酬月額の経過措置)</p> <p>第1条 施行日前に被保険者資格を喪失した任意継続被保険者の標準報酬月額の算定方法については、なお従前の例による。</p> <p>(出産育児一時金付加金及び家族出産育児一時金付加金の金額改定の経過措置)</p> <p>第2条 施行日前の出産に係る出産育児一時金付加金及び家族出産育児一時金付加金の支給については、なお従前の例による。</p> <p>(施行期日)</p> <p>第3条 この規約は、令和6年4月1日から施行する。</p> | <p>(新設)</p> <p>(公示の方法)</p> <p>第52条 この組合において公告しなければならない事項は、この組合及び事業所の掲示板、テレビ掲示板に掲示する。</p> <p>(出産育児一時金付加金)</p> <p>第57条 被保険者が出産したときは、法第101条又は法第106条の規定により出産育児一時金の支給を受けるときは、出産育児一時金付加金として、<u>30,000円</u>を支給する。</p> <p>(家族出産育児一時金付加金)</p> <p>第58条 被扶養者が出産したときは、法第114条の規定により家族出産育児一時金の支給を受ける被保険者に対し、家族出産育児一時金付加金として、<u>20,000円</u>を支給する。</p> <p>(新設)</p> |